

厚生労働省発社援0314第5号  
平成26年3月14日

岩手県知事 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

「東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の  
一部改正について

標記の国庫補助金の交付については、平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号本職通知の別紙「東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下交付要綱という）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成26年2月26日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。